

## 山梨県介護施設内保育施設運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、介護職員の負担軽減による離職防止及び再就業を促進するため、介護施設等(別表1に定める施設、事業所に限る。)の開設者が実施する介護施設内保育施設を運営する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、介護施設内保育施設の保育料として保育児童一人当たり平均月額10,000円以上徴収している事業とする。ただし、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条の規定に基づく両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業(企業主導型 保育事業助成金)の支給を受けている事業は本補助事業の対象としない。

### (補助対象事業の種別)

第3条 補助対象事業の内容により、次のとおり分類する。

区分	A型	B型	C型	D型
保育児童数	1人以上	4人以上	10人以上	30人以上
保育時間	8時間以上	8時間以上	10時間以上	10時間以上
保育士等数	2人以上	2人以上	4人以上	10人以上

保育児童数、保育士等数の算定方法は別紙のとおりとする。また、保育時間は各保育施設の規則等で定められた保育時間とする。

### (補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2第1欄に定める基準額と同表第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額を交付額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた介護施設等(以下、「補助事業者」という。)は、事業内容の変更をしようとする場合は、様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第3号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業者の義務)

第8条 補助事業者は、施設及び運営について、認可外保育施設指導監督基準(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を尊重しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 この補助金の事業実績は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日(第6条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)までに様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は、様式第6号による仕入控除税額報告書を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附則

この要綱は、平成27年9月11日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成30年9月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の山梨県介護施設内保育施設運営費補助金交付要綱に基づき交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。